

をいふと云說あり、夏のをば、亥めしといふ、亥めぢがはらも、亥めしのはらといふ說あり、あだし野はさしてそのところともなく、たゞあだなる事にもよめり。

〔藻鹽草地儀〕野

春野 夏野已上二はの事あ 秋の野あり、字 冬野 加げ野山のかげ野山のかげ野とも、又とかれ野す  
そ野 あづまの野 やけ野 野ぢ 野原 くたら野 冬野也 あさぢ野 野風 野分 野山  
山かど 野邊 野澤 野田 野木 野火 野萩 野ら秋の野らなど云り、只野か、但いさか、かか  
よめり野はるべきが、うつくしき心はないきか、又云  
いやぶをいふ共 いへり、○中略 野かみ 野寺 野立 野の中 山の川のかた岡かけて亥むる野 野のひ  
野中 野のうきづき也、野つきはなり亥め雲御説、野らはるべきが、うつくしき心はないきか、又云  
これものすゑ野 春秋 あた亥野 さじてその所共なく、たゞあたなることとするなる野とかけり野  
の事也 草のすのかれてからく成野か、草のすとはくきなり、万には、こしはそく、すがるをとめとよめり、  
かるき事をいふにものへかけり、すぐろのす、きと云もす、きのやけてするのくろきを云也、かり  
くのごとく也と云、この野北野也、神をそへて云、をちかたのべ 春の大野 よめり子をおもふす  
々、但これいかへ、野をやくはらをや だちの小野ひばりによめり、野をやくはらをや  
野、あさぢふのをの、亥の原名所にあり、又名所ならでも、おもしろき野をばなやきそ若草に  
ふる草まじりおひ 野すそ

制度

〔類聚三代格十六〕太政官符

寺并王臣百姓山野藪澤濱島盡收入公事

右被右大臣宣稱奉勅准令山川藪澤公私共利所以至有占點先頻禁斷如聞寺并王臣家及豪民等不憚憲法獨貪利潤廣包山野兼及藪澤禁制芻樵奪取鎌斧慢法蠹民莫過斯甚自今以後更立嚴科不論有官符賜及舊來占買並皆收還公私共之墾田地者未開之間所有草木亦令共採但元來相傳加功成林非民要地者量主貴賤五町以下作差許之墓地牧地不在制限但牧无馬者亦從收還其京